

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から38年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年7月まで  
② 昭和36年10月から38年2月まで

私は、昭和49年か50年ころにA町役場で、夫婦で国民年金への加入手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を特例納付で納付したと思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、社会保険事務所（当時）で、還付をされたと聞いているが、私は受け取った記憶が無く、還付の日付も振込先も分からないのに納得ができない。

申立期間①及び②の国民年金保険料は還付されていないので、ほかの保険料の未納期間に充当してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金被保険者台帳から、申立期間①及び②の国民年金保険料1万8,900円の還付決議がされたことを示す「還付 36.4～36.7 36.10～38.2 ¥18,900(3412)」の記載が確認できる。

また、申立期間①、申立期間②のうち昭和36年10月から37年6月までの期間及び38年2月については、申立人は厚生年金保険被保険者であり、B社会保険事務局（当時）では、「社会保険事務所が還付の決定を行ったときには、還付請求書を含む還付通知書を作成し、被保険者に直接送付するとともに、市町村にも還付を決定した旨通知しており、この処理を行った際には、国民年金被保険者台帳の保険料に関する記録欄に還付期間及び還付金額を記載することとされている。」としているところ、申立人の国民年金被保険者台帳には、還付期間及び還付金額が記載され

ており、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、A町で保管する申立人の国民年金被保険者名簿兼検認カードにも国民年金被保険者台帳の記録と同様の記載が確認できることから、社会保険事務所から申立人に対して還付請求書が送付されていると考えられる。

- 2 しかしながら、申立期間②のうち昭和37年7月から38年1月までの期間については、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が37年7月16日である上、申立人が当該期間において、国民年金以外の他の公的年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、国民年金被保険者台帳の記録を前提とした場合でも、事実と異なる国民年金被保険者資格の喪失手続により還付手続が行われたものと認められる。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から38年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 7 月までの期間及び平成元年 4 月から 8 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から 59 年 12 月まで  
② 昭和 63 年 4 月から平成 8 年 3 月まで

申立期間①及び②当時、私は、自営業を営んでおり、時期は定かではないが、A 市役所で国民年金に加入するよう案内されたので加入手続を行った。

国民年金保険料は、納付期限ごとに金融機関の窓口で納付しており、昭和 63 年からは会社を設立し、確定申告書の作成を税理士に委託していたので、間違いなく夫婦の分の保険料を納付しており、収入が少ないときは、自分の保険料を優先して納付していたと思う。

昭和 62 年を除き、57 年から平成 7 年までの確定申告書の控えを所持しているので、申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A 市役所で国民年金に加入するよう案内されたので加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているとおおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 59 年 7 月 20 日に払い出されていることが確認できる上、申立人の所持する昭和 59 年分の確定申告書の控え（以下「確定申告書」という。）に記載された国民年金保険料額は保険料の 4 か月分であり、当該保険料の金額「2 万 4,640 円」と実際の 4 か月分の保険料額（2 万 4,880 円）はほぼ一致することから、申立人は、申立期間①の

うち、国民年金に加入した 59 年 4 月から同年 7 月までの保険料を納付していたと考えるのが自然である。

- 2 申立期間②については、申立人は、昭和 63 年からは確定申告書の作成を税理士に委託していたと主張しているとおおり、申立人の所持する昭和 63 年から平成 7 年分までの確定申告書には、作成税理士の氏名が記載されている。

また、申立人は、納付期限ごとに金融機関の窓口で夫婦の分の国民年金保険料を納付していると主張しているとおおり、平成元年から 6 年分までの確定申告書については、各年の確定申告書に記載されている国民健康保険料額と申立人及びその元妻の各年 4 月から翌年 3 月までの国民年金保険料額を合算した社会保険料額と実際の社会保険料控除額はおおむね一致している。

さらに、申立人は、収入が少ないときには、自身の国民年金保険料を優先して納付したと主張しているとおおり、平成 7 年分の確定申告書については、給与収入金額が大幅に減少していることが確認できる上、国民健康保険料額と申立人の同年 4 月から翌年 3 月までの国民年金保険料額を合算した社会保険料額と実際の社会保険料控除額はおおむね一致していることから、申立人は、平成元年 4 月から 8 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

- 3 しかしながら、申立期間①のうち、昭和 57 年 1 月から 58 年 12 月までの期間、及び申立期間②のうち、63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間については、申立人の所持する確定申告書に記載されている社会保険料控除額は国民健康保険料額と一致しており、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す記載は確認できない上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 7 月までの期間及び平成元年 4 月から 8 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年9月まで

平成4年の夏ころ、A市役所から住民税等の納付通知書が届いたが、納付金額はとて払える金額でなかったことから、住民税等は分割納付を約束し、国民年金保険料については免除申請の手続をした。

国民年金保険料の免除申請は、夫婦二人分の手続をしたのに、妻の記録は保険料の免除期間となっていながら、自分の記録は保険料の未納期間となっていることは納得できない。

申立期間における国民年金保険料の免除を受けていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は15か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間以降に国民年金保険料の未納期間が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、平成4年の夏ころ、A市役所の窓口で夫婦二人分の国民年金保険料について免除申請の手続をしたと主張しているとおおり、オンライン記録から、申立人の妻は申立期間の保険料が免除されている上、申立期間以降、夫婦の保険料の納付年月日及び申請免除期間が一致していることが確認でき、申立期間について、妻が保険料の申請免除手続を行っていないながら、申立人のみ申請免除手続を行わなかったとは考え難く、夫婦で保険料の申請免除手続を行い、免除されていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 旭川厚生年金 事案444

### 第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格取得日は、昭和54年5月11日、資格喪失日は56年2月3日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和54年5月から55年6月までは12万6,000円、同年7月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から56年1月までは15万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月12日から56年2月1日まで

昭和50年4月から現在まで、株式会社B店C営業所で勤務しており、当時の給与明細書の一部も保管している。雇用保険の加入記録では、同年4月から継続して被保険者となっていることが確認できるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（株式会社B店C営業所で昭和50年4月5日取得から現在まで加入）及び株式会社D店提出の従業員名簿から、申立人が申立期間において株式会社B店C営業所で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、株式会社B店C営業所は、昭和54年5月12日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、株式会社D店は56年2月1日に厚生年金保険の適用事業所（現存事業所）となっていることから、申立人が申立期間に申立事業所において厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

一方、商業登記簿謄本により、株式会社D店と代表取締役及び所在地が同じであることが確認できる株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人と同姓同名であり、生年月日及び厚生年金保険被保険者記号番号が同じ未統合記録（昭和54年5月11日資格取得、56年2月3

日資格喪失)が確認できる上、株式会社Aから提出された同社に係る「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人は、昭和54年5月11日に資格取得している旨の記載が確認できる。

これについて、株式会社Aの総務担当者は「当時の事務担当者を確認したところ、詳しい事情は不明であるが、株式会社B店C営業所の経営権が株式会社D店にゆだねられたときに同社が適用事業所となるまでの期間は、株式会社Aにおいて厚生年金保険に加入させていたのではないかとする旨の証言が得られた。」と回答している。

したがって、申立人が株式会社B店C営業所で資格喪失(昭和54年5月12日)してから株式会社D店が適用事業所となる昭和56年2月1日までの期間に、株式会社Aにおいて厚生年金保険に加入していたことに不自然さはみられないことから、同社における未統合記録(昭和54年5月11日資格取得、56年2月3日資格喪失)は申立人に係るものであると認められる。

また、株式会社B店C営業所が適用事業所ではなくなった日の前日である昭和54年5月11日に同事業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に株式会社Aにおいて被保険者資格を取得している同僚が3人確認でき、当該3人はその後、株式会社D店において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日(昭和56年2月1日)に資格取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が、株式会社Aにおいて昭和54年5月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び56年2月3日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所(当時)に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、株式会社Aにおける社会保険事務所の記録から、昭和54年5月から55年6月までについては12万6,000円、同年7月から同年9月までについては14万2,000円、同年10月から56年1月までについては15万円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から63年 3 月まで

申立期間の国民年金への加入手続は、私の父が昭和 61 年 4 月ころに A 町役場で行い、国民年金保険料については、A 町 B 区で組織していた納税組合を利用して、私の父が納付してくれた。

この納税組合では、全区域住民の公租公課の完納を前提としており、納税組合長及び区長らの指導により、国民年金保険料の滞納又は未納が許されない状況であった。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和 61 年 4 月ころに A 町役場で国民年金の加入手続を行ったと主張しており、申立人が所持する年金手帳、オンライン記録及び A 町の被保険者名簿から、同年 4 月 1 日付けで国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるものの、当該資格は厚生年金保険の加入に伴い 62 年 2 月 2 日付けで喪失している上、その後に申立人が国民年金に加入した形跡は確認できない。

また、申立人は、申立人の父親が A 町にある納税組合を利用して申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、父親は、申立人の国民年金への加入手続については、「大学卒業後の昭和 61 年 4 月に 1 回だけ行った。」と述べているだけで、申立期間における国民年金の加入手続を行った旨の証言は無い上、同町では「納税組合が国民年金の未加入者に対し、国民年金の加入勧奨と国民年金保険料の徴収を行うことは無い。」と回答していることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案445（事案339の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から39年11月まで

新たな証言者が見つかり、私が申立期間当時、A事業所B区で厚生年金保険に加入していることを聞いたと証言していることから、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 独立行政法人C機構D部では、「(申立人の) 在籍は、昭和40年11月10日からの発令事項となっている。(申立人の) 申立期間について調査したが、臨時雇用員として雇用されていた事実を証する資料等は確認できない。」と回答していること、ii) B区を管轄するE局は昭和38年10月1日から厚生年金保険の適用事業所となっており、これより前の期間において、E局又はB区が適用事業所となった記録は見当たらないこと、iii) 申立人は申立期間後にA事業所の採用試験を受験した旨述べているところ、元職員の証言から、臨時雇用員については、採用試験に合格した者を除き、厚生年金保険に加入する取扱いとはされていなかったと考えられることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

再申立てに際し新たな証言者(申立人の中学の同級生)は、「昭和37年から38年9月までB区で申立人と一緒に勤務した。厚生年金保険の加入は希望であった。自分は38年10月からF省に入ることが決まっていたので断ったが、同年8月ころに加入の希望を聞かれたことを覚えている。当時、上司から申立人は厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていると聞いた。」と証言していたが、当該証言者には、昭和38年10月から民間会社での厚生年金保険の加入記録があることから、再確認したところ、「昭和32年から35年9月までB

区に勤務し、同年10月から38年9月まではG市のF省におり、同年10月からは民間会社に勤務した。」と証言を変えている。このことから、当該証言者は、申立人と一緒にB区で勤務していたとする期間及び厚生年金保険の加入の希望を聞かれたとする時期(昭和38年8月ころ)にはF省にいることになり、証言内容に矛盾があることから、この証言には信憑性<sup>ひよう</sup>が無いものと考えられる。

以上のことから、新たな証言者の証言内容は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案446

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
A町役場に平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 3 月末まで臨時職員として勤務し、厚生年金保険に加入していたが、同年 3 月の加入記録が無い。  
給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる賃金支給内訳票があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人はA町役場を平成 3 年 3 月末で退職したと主張しているが、雇用保険の加入記録は 2 年 10 月 1 日（取得）から 3 年 3 月 30 日（離職）までとなっている上、A町役場提出の申立人に係る「辞令文」及び「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によれば、申立人の退職等の年月日は、いずれも 3 年 3 月 30 日と記載されており、申立人のA町役場における厚生年金保険の資格喪失日はオンライン記録のとおり、3 年 3 月 31 日と確認できることから、申立人の申立期間における勤務実態は確認できない。

また、申立人は平成 3 年 3 月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたと主張しており、申立人提出の同年 3 月分の賃金支給内訳票では、支給額 9 万 2,000 円、控除額として所得税 480 円、健康保険料 3,864 円、厚生年金保険料 6,509 円、差引支給額 8 万 1,147 円と記載されていることが確認できるものの、A町役場から提出のあった 3 年 3 月分の賃金支出内訳票（申立人提出の賃金支給内訳票と表題は相違しているが、記載内容は同じである。）の控除額及び差引支給額は二重線で訂正され、支給額 9 万 2,000 円、控除額はすべて 0 円、差引支給額 9 万 2,000 円と記載されている上、申立人の預金口座の取引明細表によれば、3 年 4 月 5 日にA町役場から 9 万 2,000 円が振り込まれていること

が確認できることから、同年3月の厚生年金保険料は控除されていないと考えられる。

さらに、A町役場は、「賃金支給内訳票の訂正の経過については、当時の担当者が退職しているため不明。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。